

## 西宮市と第一環境株式会社との包括的連携に関する協定

西宮市（以下「甲」という。）と第一環境株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の安全・安心の更なる向上を推進するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の連携に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （連携の内容等）

第2条 乙は、西宮市内における業務中、次に掲げる状況について、その情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を業務に支障のない範囲で、甲に提供する。なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報する。

- (1) 高齢者・障害者・子供・その他住民等における何らかの異変に気付いた場合
- (2) 道路の異状を発見した場合
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物を発見した場合
- (4) 屋外広告物の変形や破損等の異状を発見した場合

2 情報提供の方法は、(1)の場合は別紙1、(2)の場合は別紙2、(3)の場合は別紙3、(4)の場合は別紙4を使用する。ただし、(1)の場合で高齢者の情報提供は「西宮市『協力事業者による高齢者見守り事業』活動の手引き」による。

### （秘密の保持）

第3条 乙は、甲に情報を提供した場合において、個人情報等知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。本協定が終了した後も同様とする。

### （免責）

第4条 乙は、第2条の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わない。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも本協定を終了する旨の申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、  
甲乙協議の上、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その  
1通を保有する。

令和5年10月12日

甲 西宮市六湛寺町10番3号  
西宮市  
西宮市長

乙 大阪市淀川区西中島6-8-8  
花原第8ビル305  
第一環境株式会社  
関西支店 支店長